

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国(中小企業庁)の補助を受けて、すべての都道府県において経営改善計画策定支援事業等を実施しています。これらは都道府県の中小企業活性化協議会を設置している商工会議所や公益財団法人等への委託により実施しています。また、中小機構には中小企業活性化全国本部が設置されています。

借入金があるけど
大丈夫かなあ。



借入金の返済が
きつくなってきた。



早期経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家*の支援を受けて**早期の経営改善計画**を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円*まで)を協議会が補助する事業です。

※計画策定支援費用 上限15万円
伴走支援(期中) 上限 5万円(任意)
伴走支援(期末) 上限 5万円

経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家*の支援を受けて**経営改善計画**を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円*まで)を協議会が補助する事業です。

※計画策定支援費用 上限200万円
伴走支援 上限100万円

2022年4月1日、経営改善支援センターは中小企業再生支援協議会支援業務部門と統合し、**中小企業活性化協議会**として、新たな支援業務を担う組織として発足しました。

※国が認定する士業等専門家

中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関(認定経営革新等支援機関)を指します。中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等できるよう、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者であって、国が認定した公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援機関のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定経営革新等支援機関として認定されています。



早期経営改善計画 策定支援

資金繰りや採算管理等のための
早期の経営改善を支援します。

早期経営改善計画策定の目的は、客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくりです。

こんな方にご利用をお勧めします。

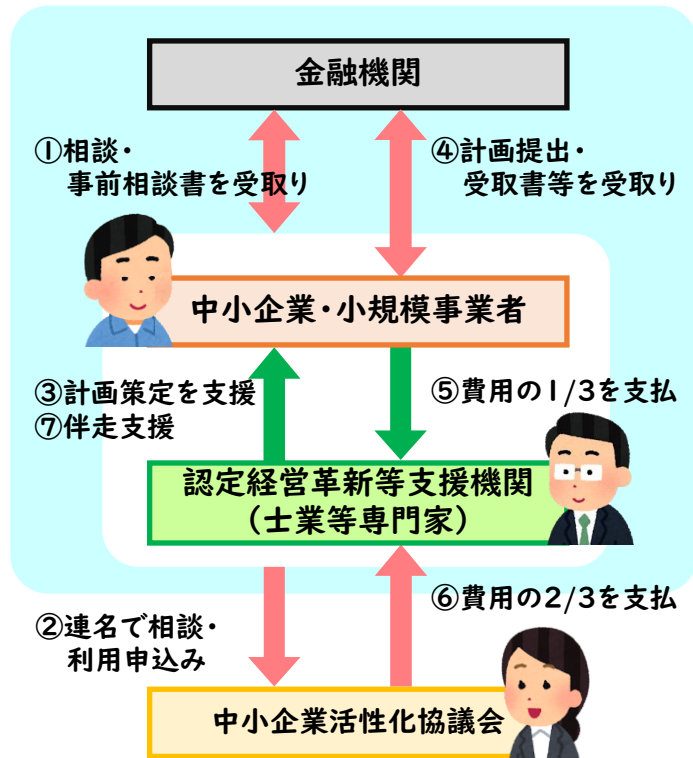
今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- このところ資金繰りが不安定になっている
- 原因がわからないが売上げが減少している
- 自社の経営状況を客観的に把握したい
- 専門家から経営に関するアドバイスがほしい
- 経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

経営の**早め**の健康相談と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立てます。



経営の早めの健康相談



経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等の変更を含む経営改善を支援します。

経営改善計画策定の目的は、金融支援を取り付けるとともに、それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すことです。

こんな方にご利用をお勧めします。

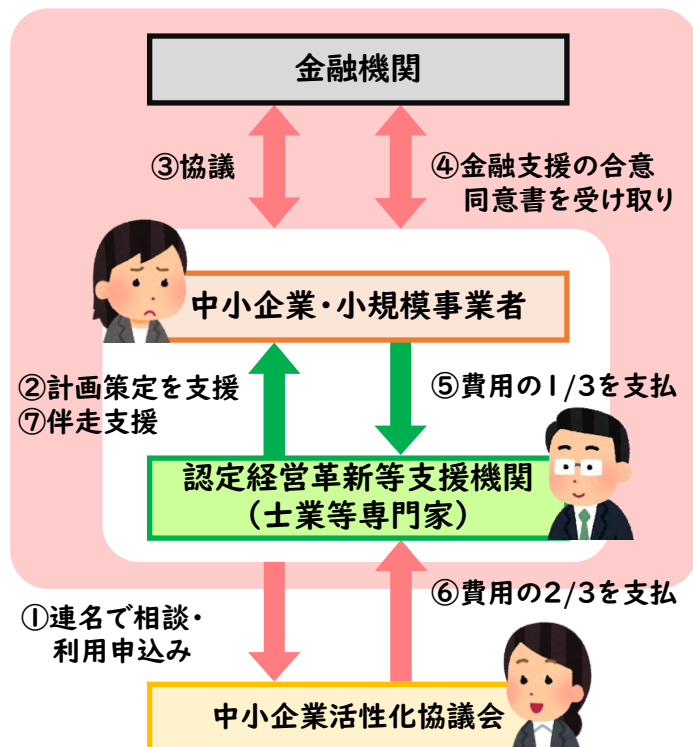
金融機関への**返済条件等を変更し**資金繰りを安定させる必要があります、

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

病院で診察してもらい**処方**を受けると考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。



経営の処方箋



早期経営改善計画策定支援及び経営改善計画策定支援では、中小企業活性化協議会の統括責任者・統括責任者補佐が、認定経営革新等支援機関に対し、品質向上に資する意見・助言等を行います。ただし、協議会が金融調整等の責任を負うものではありません。

計画書作成のポイント

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405事業)
計画書の内容	ビジネスモデル俯瞰図	ビジネスモデル俯瞰図
	—	会社概要表
	資金実績・計画表又は資金予定表	資金実績・計画表
	計画損益計算書(PL)	計画財務3表(PL、BS、CF)
	アクションプラン	アクションプラン
	計画期間は1年～5年で任意	計画期間は5年程度
金融支援	必須ではありません	リスクや新規融資など金融支援を伴うもの
同意確認	メイン金融機関へ計画を提出	すべての取引金融機関へ計画を提出
	メイン金融機関から受取書を取得	すべての取引金融機関から同意書を取得
モニタリング	1～12カ月ごとに1年間 ※決算期以外は任意	1～12カ月ごとに3年間
経営者保証解除	必須ではありません	必須ではありません

経営者保証解除の支援

計画策定及びその伴走と併せて、
弁護士等による経営者保証解除のための支援を受ける場合、
金融機関交渉費用を加算することができます。

※金融機関交渉は事業者の希望に応じて実施します(任意)。
※解除に至らない場合であっても、交渉の事実を示す書類等を示すことができれば、
支援対象となります。

早期経営改善計画策定支援

補助率2/3 上限金額10万円

経営改善計画策定支援

補助率2/3 上限金額10万円



経営者保証 ガイドライン 検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>

◎資金予定表かんたん作成ツール

早期経営改善計画策定支援事業では、質問事項に数値を入力するだけで、簡単に**資金予定表**を作成することができる、Excelツールが提供されています。

中小企業庁 早期経営改善 検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

◎経営改善計画策定支援において「**中小企業の事業再生等に関するガイドライン**」に基づく計画策定支援を実施する場合、
補助金額が最大700万円となります。(DD費用300万円、計画策定支援費用300万円、伴走支援費用100万円)

- ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」第三部の要件を満たす計画である必要があります。
- ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」については、以下のWebサイトをご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/sme-guideline/>

伴走支援(モニタリング)

策定した経営改善計画を効果的に活用するためには、
専門家に計画達成状況を確認してもらい、必要に応じて
助言してもらうこと(伴走支援)が重要です。
そのため、計画策定の後には、伴走支援も必要とされています。
伴走支援費用の補助金額は以下のとおりです。

早期経営改善計画策定支援

伴走支援費用(期中) 補助率2/3 上限金額5万円
伴走支援費用(期末) 補助率2/3 上限金額5万円

※これらは上限金額の合計25万円の中に含まれています。
※伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施(任意)。
伴走支援(期末)は必須です。

経営改善計画策定支援

伴走支援費用 補助率2/3 上限金額100万円

※これは上限金額の合計300万円の中に含まれています。
※伴走支援は必須です。

伴走支援強化に伴う措置

※計画策定支援費用のうち一部(1/2)については、初回の伴走支援の実施・支払請求まで、協議会からの支払が留保されますので、ご注意ください。



利用申込み(利用申請書)等の様式は、
中小企業庁のwebサイトに掲載されています。

早期経営改善計画策定支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>



経営改善計画策定支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>



中小企業庁 経営改善 検索

まずは最寄りの**中小企業活性化協議会**へお問い合わせください。

全国の中小企業活性化協議会（経営改善計画策定支援事業）一覧

●お問い合わせ・申請受付				
協議会名	設置主体	郵便番号	住所	電話番号
北海道中小企業活性化協議会	札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6階	011-232-0217
青森県中小企業活性化協議会	(公財) 21あおり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1024
岩手県中小企業活性化協議会	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル103号室	019-604-8750
宮城県中小企業活性化協議会	(公財) みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-9310
秋田県中小企業活性化協議会	秋田商工会議所	010-0923	秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館 6階	018-896-6153
山形県中小企業活性化協議会	(公財) やまがた産業支援機構	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階	023-647-0674
福島県中小企業活性化協議会	(公財) 福島県産業振興センター	960-8035	福島県福島市本町5番5号 福島本町フコク生命ビル2階	024-573-2563
茨城県中小企業活性化協議会	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-44 NKCビル6階	029-602-7550
栃木県中小企業活性化協議会	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-1 栃木県産業会館7階	028-310-4110
群馬県中小企業活性化協議会	(公財) 群馬県産業支援機構	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター 2階	027-265-5064
埼玉県中小企業活性化協議会	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5階	048-862-3100
千葉県中小企業活性化協議会	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階	043-227-0251
東京都中小企業活性化協議会	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階	03-3283-7575
神奈川県中小企業活性化協議会	(公財) 神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	045-633-5148
新潟県中小企業活性化協議会	(公財) にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル10階	025-246-0093
長野県中小企業活性化協議会	(公財) 長野県産業振興機構	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-217-6382
山梨県中小企業活性化協議会	(公財) やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-244-0070
静岡県中小企業活性化協議会	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館3階	054-275-1880
愛知県中小企業活性化協議会	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階	052-228-6128
岐阜県中小企業活性化協議会	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル5階	058-214-4171
三重県中小企業活性化協議会	(公財) 三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6階	059-253-4300
富山県中小企業活性化協議会	(公財) 富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル2階	076-441-2134
石川県中小企業活性化協議会	(公財) 石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2階	076-267-4974
福井県中小企業活性化協議会	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階	0776-33-8289
滋賀県中小企業活性化協議会	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 9階	077-511-1529
京都府中小企業活性化協議会	京都商工会議所	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター6階	075-353-7331
奈良県中小企業活性化協議会	奈良商工会議所	631-0824	奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所 3階	0742-52-5110
大阪府中小企業活性化協議会	大阪商工会議所	540-0029	大阪府中央区本町橋2-8 大阪商工会議所5階	06-6944-6481
兵庫県中小企業活性化協議会	神戸商工会議所	650-0046	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階	078-303-5856
和歌山県中小企業活性化協議会	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	073-402-7788
鳥取県中小企業活性化協議会	(公財) 鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1 鳥取県産業振興機構	0857-33-0197
島根県中小企業活性化協議会	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-23-0867
岡山県中小企業活性化協議会	(公財) 岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階	086-286-9704
広島県中小企業活性化協議会	広島商工会議所	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5階	082-228-3006
山口県中小企業活性化協議会	(公財) やまぐち産業振興財団	754-0041	山口市小郡令和1丁目1-1 山口県産業交流拠点施設2階	083-902-5651
徳島県中小企業活性化協議会	徳島商工会議所	770-8530	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館 (KIZUNA プラザ) 3階	088-679-4090
香川県中小企業活性化協議会	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館4階	087-813-2336
愛媛県中小企業活性化協議会	(公財) えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館	089-970-5771
高知県中小企業活性化協議会	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア5階	088-823-7933
福岡県中小企業活性化協議会	福岡商工会議所	812-8505	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル7階	092-441-1234
佐賀県中小企業活性化協議会	佐賀商工会議所	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工会議所ビル4階	0952-24-3864
長崎県中小企業活性化協議会	長崎商工会議所	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館 3階	095-895-7300
熊本県中小企業活性化協議会	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル3階	096-356-0020
大分県中小企業活性化協議会	大分県商工会連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階	097-574-6805
宮崎県中小企業活性化協議会	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア番館 (KITEN ビル) 7階	0985-33-9115
鹿児島県中小企業活性化協議会	鹿児島商工会議所	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階	099-225-9123
沖縄県中小企業活性化協議会	那覇商工会議所	900-0015	那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル5階	098-867-6760

関係機関のご紹介

よろず支援拠点
中小企業・小規模事業者、創業予定の方等の売上拡大や経営改善といった、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。



事業承継・引継ぎ支援センター
親族内への承継も、第三者への引継ぎも、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応します。



このパンフレットのお問い合わせは
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部 事業再生支援課 (中小企業活性化全国本部)
TEL. 03-5470-1840 FAX. 03-5470-1478
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

<https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/index.html>

Be a Great Small.
中小機構



再生支援 全国本部

検索

2024年5月1日現在